

八王子市緊急時通学支援が利用しやすくなります

～ 緊急時通学支援について、令和 3 年度より次の点を変更します～

緊急の要件を緩和し、入院・通院の日程があらかじめ決まっていれば、事前に事業所へ利用申請することも可能となりました。

他制度の利用や身内等への付き添いに係る調整をする必要がなくなりました。

監護する子が病気になったときの利用について、病状の程度ではなく、保護者の方の判断で利用可能となりました。

緊急時通学支援とは

保護者の体調不良や入院・冠婚葬祭など、緊急又はやむを得ない事情により障害児等の通学時に付き添えない場合において、通学に関する支援を行うものです。

利用対象者

八王子市内に在住で、身体・知的・精神（発達障害含む）・難病の障害があり、通常保護者の付き添いがないと通学が出来ない小・中・高校の児童及び生徒です。

利用要件

支援対象児童等の送迎を行う保護者が次の要件に該当するとき利用できます。

- 入院・通院するとき
- 監護する子が病気となり、通院付添いや見守りを必要とするとき
- 冠婚葬祭に参加するとき

利用時間

利用上限は一人当たり年間 **10 時間**です。

利用までの流れ

- ①市役所本庁舎1階障害者福祉課の窓口（21番）で申請をしてください。
- ②利用（支給）決定後に「決定通知書」と「受給者証」をお送りします。
- ③市と協定を結んでいる事業所と契約をしてください。事業所は八王子市ホームページからご確認下さい。<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/005/002/p029052.html>
- ④必要性が生じた時点（事前含む）で事業所へ依頼し、サービスの提供を受けます。

その他

費用負担など詳細はお問い合わせください。

お問い合わせ連絡先

八王子市 福祉部 障害者福祉課 援護担当 電話 042-620-7367